

作成日 : 2016 年 11 月 1 日

フィリピン共和国
Republic of the Philippines

特許庁の所在地 :

フィリピン知的財産庁
The Department of Trade and Industry,
Intellectual Property Office (IPO)

28 Upper McKinley Road
McKinley Hill Town Center
Fort Bonifacio Taguig City 1634
Philippines

Tel : 63-2-238-6300

Fax : 63-2-752-4869

Email; mail@ipophil.gov.ph

Website : <http://www.ipophil.gov.ph>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス方法

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等をお含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（該当する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- (6) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

日・フィリピン PPH については、以下を参照下さい。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/japan_philippine_highway.htm

3. 現地代理人の必要性有無

フィリピン国内に住所を有していない出願人は、フィリピン国内の代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

Intellectual Property Association of the Philippines (IPAP)

Unit 2304-A Tektite West Tower,

Philippine Stock Exchange Center,

Exchange Road, Ortigas Center, Pasig City,

Philippines

Tel: 63-2-687-6443 Fax: 63-2-687-6713

Email: mail@ipap.org.ph

5. 出願言語

英語又はフィリピン語です。

6. その他関係団体

JETRO MANILA

44th Floor, Philamlife Tower, 8767 Pasco de Roxas,
Makati City 1226,
Metro Manila
Tel: 63-2-892-4376
Fax: 63-2-818-7490

7. 特許状報へのアクセス

<http://www.ipophil.gov.ph>

特許制度

1. 現行法令について

2013年2月28日改正のフィリピン知的財産法（The Intellectual Property Code of the Philippines）、共和国法（Republic Act）第10372が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書（Request）：

出願人の名称・住所、発明者の氏名、現地代理人の氏名、発明の名称、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

(2) 明細書及びクレーム（Specification & Claims）：

(3) 必要な図面及び要約（Drawings & Abstract）：

(4) 委任状（Power of Attorney）：

① 出願日から6ヶ月以内に提出することができます。

② 認証（Notarization/Legalization）等は不要です。

(5) 譲渡証（Assignment）：

① 出願日から6ヶ月以内に提出することができます。

② 領事認証（Legalization）が必要となります。

(6) 優先権証明書（Priority Document）：

出願日から6ヶ月以内に提出することができます。

(7) 優先権証明書の翻訳文（Translation of Priority Document）：

出願日から6ヶ月以内に提出することができます。

3. 料金表（単位：フィリピン・ペソ（PHP）です。）

料金は、大規模企業と小規模企業によって異なっており、小規模企業は大規模企業の半額となっています。

(1) 出願料金：	3,600	(1,800)
① 5個を超える1クレーム加算料	300	(150)
② 30頁を超える1頁当たり加算料	30	(15)
(2) 優先権主張料金	1,800	(900)
(3) 審査請求料金	3,500	(1,750)
(4) 応答期間延長料金：		
① 第1回目の延長	600	(300)
② 第2回目の延長	650	(325)
(5) 年金：		
① 5年度	2,700	(1,350)

②6年度	3,600	(1,800)
③7年度	4,500	(2,250)
④8年度	5,400	(2,700)
⑤9年度	7,200	(3,600)
⑥10年度	9,000	(4,500)
⑦11年度	11,600	(5,800)
⑧12年度	14,400	(7,200)
⑨13年度	17,000	(8,500)
⑩14年度	20,700	(10,350)
⑪15年度	24,300	(12,150)
⑫16年度	27,800	(13,900)
⑬17年度	31,400	(15,700)
⑭18年度	37,700	(18,800)
⑮19年度	45,300	(22,650)
⑯20年度	54,300	(27,150)
*5以上1クレーム当たりの加算料金	350	(175)

4. 料金減免制度について

小企業が出願人の場合は、料金が大企業の半額となります。

小企業とは、1億フィリピン・ペソ以下の資産を有する個人若しくは法人等とされています。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されています。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されています。

出願公開日から6ヶ月以内に請求する必要があります。

8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願書類が提出されると、方式的要件の審査、出願審査の請求、実体審査による審査手続きを得て、特許付与等の決定が行われます。

(1) 方式審査：

- ①出願日が認定された出願は、その後出願手数料の納付の有無、委任状等の提出の有無について審査が行われます。

②これらの要件を満たしていなかった場合には、補正指令が発せられ指定期間内に補正が必要となります。

(2) 不特許事由：

①何れかの分野における課題の技術的な解決であり、新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有する発明は、特許を受けることができます。

②なお、不特許事由として、以下のものが規定されています。

(a) 発見や科学的理論又算術的方法

(b) 遊戯、ゲームを行うための計画や規則若しくは方法

(c) 芸術的な創作物

(d) コンピュータプログラム

(e) 単なる情報の提示

(f) 人体又は動物の手術や治療方法、又診断方法

(g) 公序良俗に反する発明

(3) 新規性：

絶対的新規性が採用されております。即ち、

①出願日（又は優先日）前に、世界のいずれかにおいて、公衆に利用可能な状態になっていない場合、その発明は新規性を有します。

②後の出願後に、出願公開された先願の明細書等に記載された発明と、同一である後願の出願に係る発明は、特許を受けることができません。

但し、先願に係る発明者又は出願人と、後願に係る発明者又は出願人が同一である場合には適用されません。

<新規性喪失の例外・グレースピリオド>

①出願日（又は優先日）前12ヶ月以内に、発明者により公表された場合

②出願日（又は優先日）前12ヶ月以内に、発明者から情報を得た第三者により公表された場合等です。

(4) 出願公開：

①出願日（又は優先日）から18ヶ月経過後、出願内容は公開されます。

②出願公開後、何人も公開された発明に対して、見解書を提出することにより情報の提供をすることができます。

③見解書は出願人に通知され、出願人はその見解書に対して答弁することが認められます。

なお、出願公開後は、所謂仮保護の権利が発生します。

(5) 実体審査：

①出願公開日から6ヶ月以内に審査請求料金が納付されると、新規性等の有無について実体審査が行われます。

②実体審査の結果、特許要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由

通知が発行され、この拒絶理由通知に対して意見書や明細書等の補正書を提出することができます。

拒絶理由通知に対する応答期間は、請求により最大で2回延長することができます。最初の指定期間を含め、拒絶理由通知発送日から6ヶ月以内とされています。

なお、特許庁長官は、出願人に対して対応外国出願の審査結果（EPOやUSPTO）の提出を求めることができます。

③上記拒絶理由通知に対する応答後、依然として特許要件を満たしていないと判断された場合、審査官により最終的な拒絶指令が発行されます。

この最終的な拒絶指令に対して、出願人は特許庁長官に審判請求をすることができます。

④一方、特許要件を満たしていると判断された場合、特許付与の決定がされます。この決定に対して、出願人が所定期間内に特許料金を納付することにより、特許が付与され、その旨が登録原簿に登録されます。

(6)分割出願：

出願人は、特許が付与されるまでの期間、自発的に、又は審査官から発明の単一性を満たしていない旨の指令に対する応答期間内に、分割出願をすることができます。

(7)補正：

審査中にいつでも明細書等の補正をすることができます。

(8)早期審査：

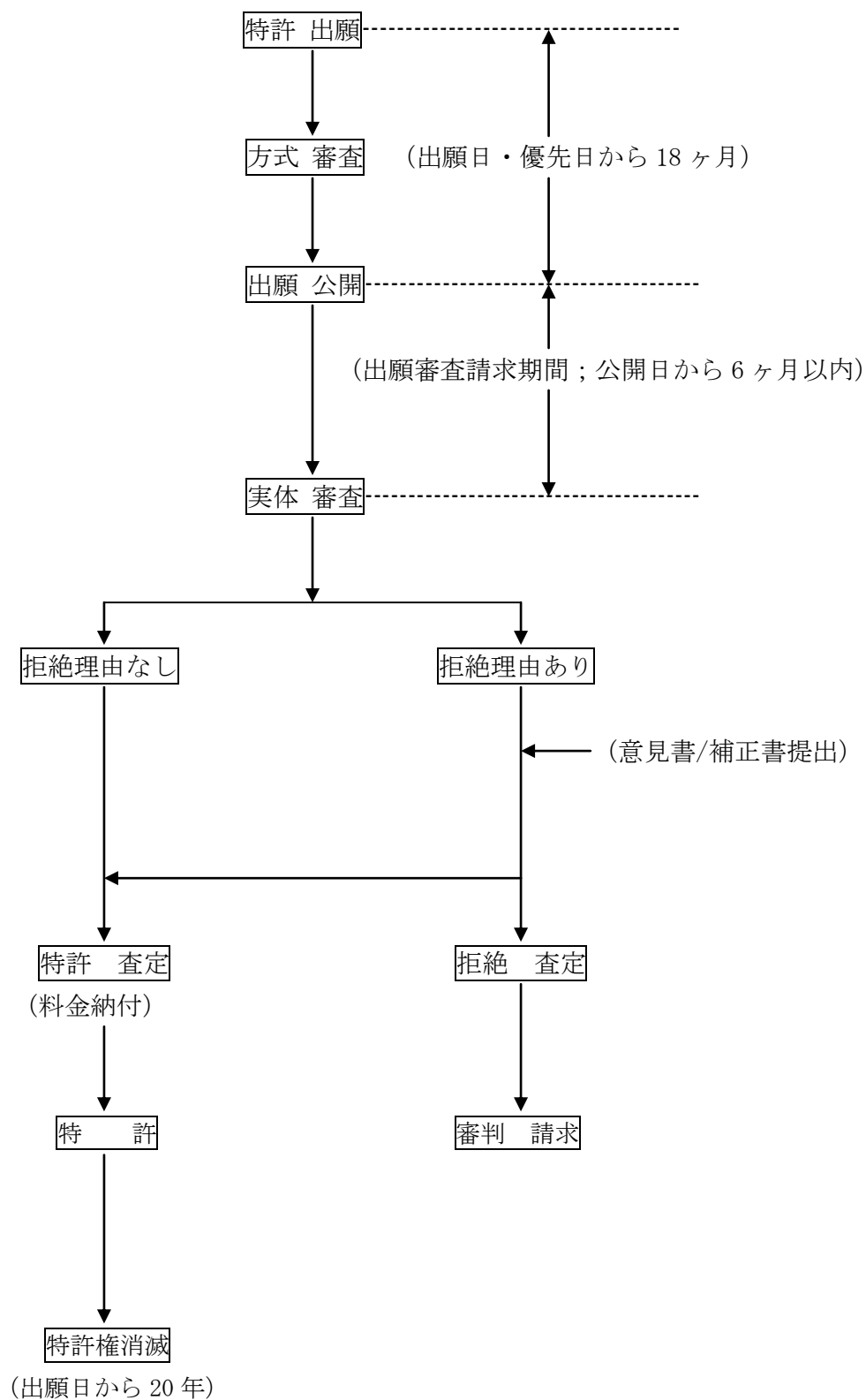
①早期審査は規定されておられません。

②なお、フィリピンは日本と特許審査ハイウェイ協定を締結しておりますので、日本出願の審査結果の基づきフィリピン出願において、早期審査を受けることができます。

(9)異議申立て：

規定されておられません。

出願から特許権の消滅までのフローチャート



日本・フィリピン特許審査ハイウェイ (PPH)

- (1) 日本国特許庁とフィリピン特許庁は、特許審査ハイウェイ施行プログラムを 2012 年 3 月 12 日より実施し、施行期間が更に 3 年間延長されました。
- (2) この延長に伴い、PPH, PCT-PPH に加え、2015 年 3 月 12 日から「PPH MOTTAINAI」プログラムが利用可能となりました。

なお、新しい施行期間は 2018 年 3 月 11 日で終了予定となっておりますが、必要に応じて延長される予定とのことです。

フィリピンでは、早期審査の規定は設けられておりませんが、この PPH により、日本出願における特許を利用し、フィリピン出願において早期に権利化を図ることが可能となりました。

< 日本出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ >

(A) 申請要件 :

- (1) PPH を申請するフィリピン出願と日本出願において、優先日或いは出願日のうち最先の日付が同一であること。
例えば、フィリピン出願 (PCT 出願の国内移行出願も含む) が、
 - ① 日本出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権主張をしている出願であること、
 - ② 日本出願に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願であること、
 - ③ 日本出願 (PCT 出願の国内移行出願も含む) と同一の優先権基礎出願を有する出願であること、又は
 - ④ 優先権主張の伴わない PCT 出願の国内移行出願であって、フィリピン出願と日本出願が同一の PCT 出願の国内移行出願であること
- (2) 対応する日本出願が、特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。
 - ① 請求項は、特許査定となっていない場合でも、最新のオフィス・アクションにおいて審査官が明確に請求項を特許可能と特定した時に、特許可能を判断されたこととなります。
 - ② オフィス・アクションには次のものを含みます。
 - (a) 特許査定、
 - (b) 拒絶理由通知書、
 - (c) 拒絶査定、及び
 - (d) 審決
 - ③ 拒絶理由通知書に次の文例が記載されている場合、請求項は特許可能と明示されたとされます。

(拒絶の理由を発見しない請求項)

ある請求項に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。

- (3) フィリピン出願のすべての請求項が、日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。
- (4) フィリピン出願は審査が行われておらず、実体審査段階で PPH 申請が行われていること。

(B) 提出書類：

PPH 申請に際して次の書類を添付する必要があります。

- (1) 日本出願における特許性の実体審査に関するすべてのオフィス・アクションの写し、及びその翻訳文

- ① 翻訳文の言語は英語又はフィリピン語が可能です。
- ② オフィス・アクションが AIPN(日本国特許庁のドシエ アクセス システム)により提供されている場合は、フィリピン特許庁の審査官は AIPN を通じてオフィス・アクションの写し及び機械翻訳文を入手可能ですので、オフィス・アクションの写し及びその翻訳文を提出する必要はありません。
- ③ なお、フィリピンの審査官が AIPN によりオフィス・アクションの写しを得ることができない場合は、出願人は書類の提出を要求されます。

- (2) 日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し及びその翻訳文

- ① 上記①同様英語又はフィリピン語が可能です。
- ② 特許可能と判断された請求項が AIPN により提供されている場合、フィリピン特許庁の審査官は AIPN を通じて請求項の写し及びその機械翻訳文を入手可能ですので、提出する必要はありません。

- (3) 審査官が引用した引用文献の写し

- ① 引用文献が特許文献である場合には、フィリピン特許庁は当該文献を有していますので提出を省略することができます。
- ② 非特許文献の場合には、提出を省略することができません。
- ③ なお、引用文献の翻訳文の提出は不要です。

- (4) 請求項対応表

フィリピン出願のすべての請求項と日本出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表の提出が必要です。

(C) PPH に基づく早期審査手続：

- (1) フィリピン特許庁が申請を認めた場合、PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられます。
- (2) 申請要件を満たしていない場合、出願人にその旨及びその不備について通知されます。

- (3) 非選定通知書送付前に、出願人は不足書類を提出機会が与えられ、非選定通知書送付後でも、出願人は再度 PPH を申請することができます。

< 日本特許庁の PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) >

PCT 国際段階成果物を利用した日本・フィリピン間の特許審査ハイウェイ施行プログラムに基づき、フィリピン出願について早期審査を申請することができます。

(A) 申請要件：

- (1) フィリピン出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、即ち、国際調査機関が作成した見解書 (WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書 (WO/IPEA) 及び国際予備審査報告 (IPER) のうち、最新に発行されたものにおいて特許性 (新規性、進歩性、産業上の利用性のいずれも) 有り示された請求項が少なくとも 1 つ存在することが、必要です。
- ① 上記 WO/ISA、WO/IPEA、IPER は、日本の特許庁が国際調査機関、国際予備審査機関として作成したものに限られます。
 - ② 優先権主張の基礎となる出願は、何れの国の特許庁にされた出願も対象になります (日本出願に限定されません)。
 - ③ なお、国際調査報告 (ISR) にのみ基づく申請はできません。
- (2) フィリピン出願と国際出願とが、以下の関係を有することが、必要です。
- ① フィリピン出願が、対応する国際出願の国内段階移行出願であること。
 - ② フィリピン出願が、対応する国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願であること。
 - ③ フィリピン出願が、対応する国際出願をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階移行出願であること。
 - ④ フィリピン出願が、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国内出願であること。
- (3) フィリピン出願のすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際段階成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、又は十分に対応するように補正されていることが、必要です。
- (4) フィリピン出願において審査が行われておらず、実体審査段階で PPH 申請が行われていることが、必要です。

(B) 提出書類：

提出を省略できる書類もありますが、原則として申請書に次の書類を添付する必要があります。

- (1) 特許有りとの判断が記載された最新国際段階成果物の写しと、それが英語でない場合はフィリピン語又は英語による翻訳文を、提出すること。
- ① フィリピン出願が、対応する国際出願の国内段階移行出願の場合は、

このフィリピン出願の包袋に特許性に関する国際予備報告（IPRP）の写し及び英語の翻訳文が含まれるため、提出を省略することができます。

②また、PATENTSCOPE（登録商標）で、最新国際段階成果物の写し及びその翻訳文の写しが取得可能で有る場合は、フィリピン特許庁から要求されない限り提出を省略することができます。

(2) 対応する国際出願の最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項の写しとそれが英語でない場合は、フィリピン語又は英語による翻訳文を提出すること。

①PATENTSCOPE（登録商標）で、特許性有りと示された請求項の写しが取得可能で有る場合は、フィリピン特許庁から要求されない限りその提出を省略することができます。

②なお、請求項が日本語で記載されている場合、その翻訳文を提出する必要があります。

(3) 対応する国際出願の最新国際段階成果物で引用された文献の写しを提出すること。

①引用文献が特許文献の場合には、原則として提出を省略することができます

②引用文献が非特許文献の場合には、提出を省略することはできません。

③なお、引用文献の翻訳文は提出する必要がありません。

(4) フィリピン出願のすべての請求項と、特許性有りと示された請求項とが十分に対応していることを示す請求項対応表を提出すること。

(C) 早期審査手続き

(1) フィリピン特許庁が申請を認めた場合、フィリピン出願はPPHに基づく早期審査の対象として、特別な地位が与えられます。

(2) 申請要件を満たしていない場合、出願人にその旨及びその不備について通知されます。

(3) 非選定通知書送付前に、出願人は不足書類を提出する機会が与えられ、非選定通知書送付後でも、出願人は再度PPHの申請をすることができます。

9. 特許権の存続期間及び起算日（権利発生日）

(1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。

特許権は、特許付与の公告日から発生します。

(2) 出願公開日から4年の満了日までに第5年度分の年金を納付する必要があります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）

(1) 国内段階移行期限:

- ①優先日から 30 ヶ月以内です。
- ②但し、延長料金（所定料金の 50%相当額）納付することにより 1 ヶ月延長
することができます。

(2) 提出すべき書類:

以下の書類の英語による翻訳文の提出が必要です。

①国際出願時の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言

②第 19 条補正がされた場合：

国際出願時のクレーム及び補正後のクレームの翻訳文双方の提出が必要です。

③第 34 条補正がされた場合：

国際出願時の明細書等及び補正後の翻訳文双方の提出が必要です。

(3) 審査請求期限:

国内移行出願と同時に、又は移行日から 6 ヶ月以内に審査請求を行う必要があります。

11. 留意事項

(1) 審査請求から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：

約 1 年から 3 年です。

(2) 出願から最終処分（特許又は拒絶）までの所要期間：

約 4 年から 5 年です。

(3) 出願から登録までの全般に関して：

①出願書類を現地代理人に発送したら、現地代理人に対して同封した書類を受領した
か否か、書類受取通知をもらうようにすべきでしょう。

同封したはずの書類が現地代理人から受け取っていない等の連絡を受ける場合も
あるからです。

②パリルートによる出願の場合、審査請求は出願公開日から 6 ヶ月以内に行う必要が
あります。

一方、PCT 経由国内移行出願の場合は、移行日から 6 ヶ月以内に審査請求を行う必
要があります。

このように、出願の形態により審査請求する期間が異なりますので、留意する必要
があります。

③書類の提出期限が不明確な場合において、現地代理人から書類の提出を求められた
場合には、まずは、当該現地代理人に確認する必要があることは、言うまでもあり
ません。

しかし、現地代理人によりこれらの情報が異なる場合がありますので、安全性・
確実性の観点から、場合によっては別の現地代理人に対して、確認を求めることを
勧めます。

④特許庁からの通知書は、その全ての原本をも送付してもらうようにすべきかと思えます。

拒絶理由通知に対する応答期限に関して、現地代理人からの報告書状中に期限の計算に誤りが生じる場合が間々あるからです。

⑤年金納付に関して：

上述しましたように、年金は出願公開日（PCT 出願の場合は、国際公開日）から4年の満了日までに第5年度分の年金を納付する必要があります。

例えば、国際公開日が2006年10月10日と仮定します。

この場合、2006年10月10日を第1年度として、第5年度分を2010年10月10日までに納付することが必要となります。

(4)最初に出願する義務：

フィリピン国内でなされた発明について、最初にフィリピン特許庁に出願をしなければならないとの規定はありません。

実用新案制度

1. 現行法令について

2013年2月28日改正のフィリピン知的財産法（The Intellectual Property Code of the Philippines）、共和国法（Republic Act）第10372が適用されています。

2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と同様、以下の書類が必要となります。

(1) 願書（Request）：

出願人の名称及び住所、考案者の氏名、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、国名、出願年月日及び出願番号を記載します。

(2) 明細書及び請求の範囲（Specification & Claims）：

(3) 図面及び要約（Drawings & Abstract）：

(4) 委任状（Power of Attorney）：

(5) 譲渡証（Assignment）：

(6) 優先権証明書（Priority Document）：

(7) 優先権証明書の翻訳文（Translation of Priority Document）：

3. 料金表（単位：フィリピン ペソです。）

料金は、大規模企業と小規模企業によって異なっており、小規模企業は大規模企業の半額となっています。

(1) 出願料金	3,000	(1,500)
① 5クレームを超える1クレーム当たり	200	(100)
② 30枚を超える各用紙につき	30	(15)
(2) 優先権主張料金	1,500	(750)
(3) 応答期間の延長料金		
① 1回目	600	(300)
② 2回目	650	(325)
(4) 登録性報告書作成の請求	1,100	(550)

4. 料金減免制度について

上記のように、小企業が出願人の場合は料金が50%減額されます。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

方式的要件を満たした出願は、特許庁からの方式審査報告の郵送日 (Mailing date of the formality examination report) から2ヶ月経過後に公開 (公告) されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、方式的要件の審査のみ行われ、方式的要件を満たした出願は公開 (公告) され、公開 (公告) から2ヶ月以内に第三者から見解書が提出されない場合には、出願は登録されます。

なお、登録要件を満たしていない場合には、登録後無効又は取消の対象になります。

(1) 実用新案の保護対象

①実用新案とは、新規で、産業上利用できる、人間活動の分野における技術上の問題を解決するものと、規定されており、有用な機械や製品、これらの改良に関するものについて登録を受けることができるとされています。

②従いまして、方法は保護を受けることはできません。

(2) 不登録事由

特許出願の場合と同様です。

例えば、①発見、科学的理論又は数学的方法、②美的創作物、

③精神的な行為の遂行や事業活動の計画や規則、④コンピュータ プログラム、

⑤公序良俗に反するもの、等が該当します。

(3) 新規性

①特許出願の場合と同様、絶対的新規性が採用されています。

②新規性喪失の例外規定として、出願日前 (又は優先日前) の12ヶ月のグレースペリオドが認められています。

(4) 方式的要件の審査

①出願日が認められますと、出願は分類され、方式的要件の完全性について審査され、その報告書が出願人に送られます。

②方式要件審査報告書の発送日から2ヶ月以内に、出願人は次の手続を採ることができます。

(a) 実用新案登録出願を特許出願への変更、

(b) 出願の取下げ、

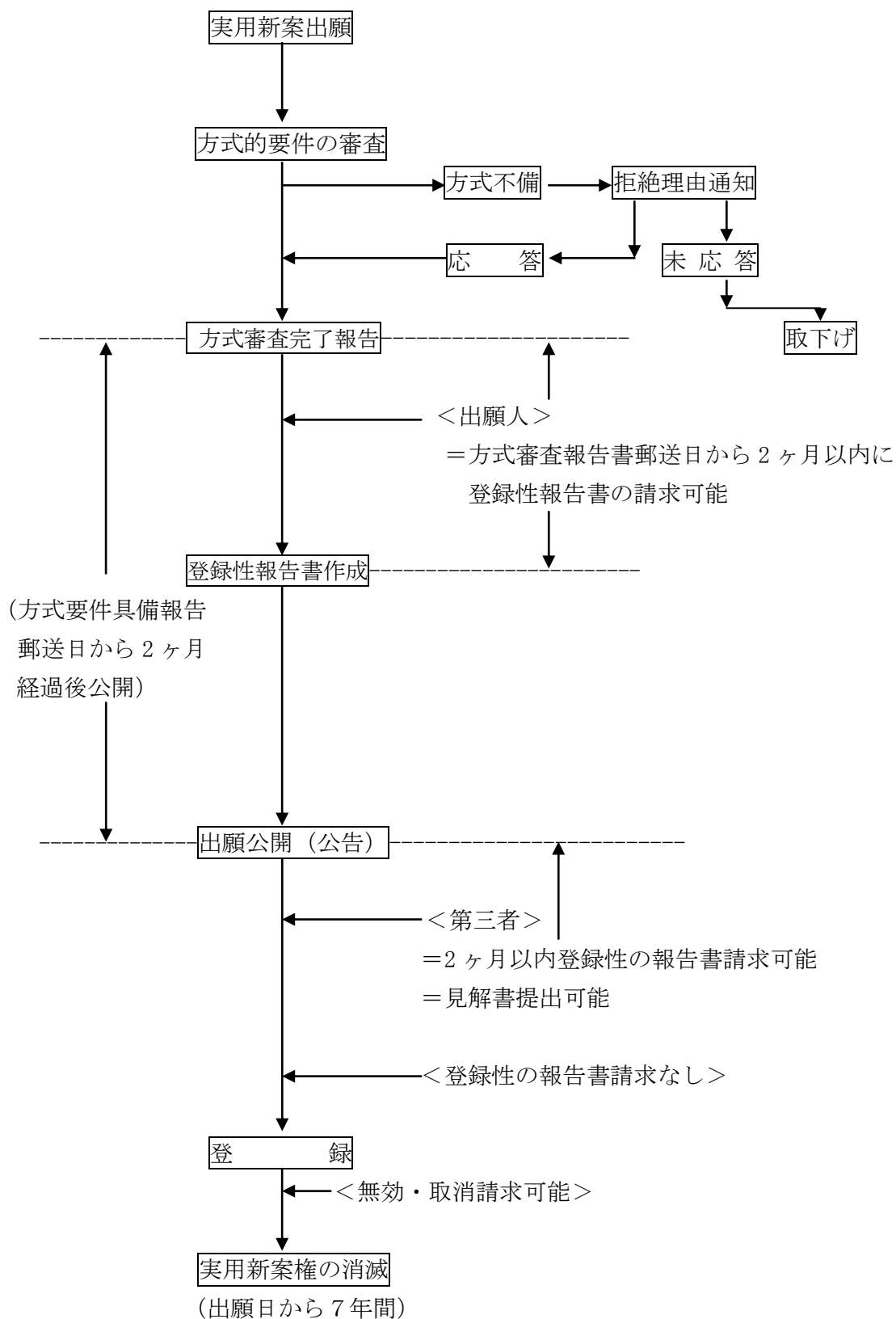
(c) 出願の補正、

(d) 登録性報告書の請求

- ③登録性報告書は、その請求から2ヶ月以内に出願人に送付されます。
 - ④登録性報告書は、実用新案の有効性判断を目的として、新規性に関する先行技術文献との関連性に関する表示及び文献を含みます。
- (5) 第三者による登録性に関する報告書の請求
- ①出願公開（公告）から2ヶ月以内（2 months from publication）に、第三者は登録性の報告書を特許庁長官に請求することができ、又当該実用新案が新規でない旨を示す情報や、証拠等を提出することができます。
 - ②特許庁長官は、当該第三者に対し情報を裏付ける関連する事実やデータを提出するよう要求することもできます。
- (6) 実体審査
- ①実用新案の実体的要件とし、新規性及び産業上利用性を満たす必要がありますが、進歩性は要件とされておりません。
 - ②必要な料金が納付され、全ての方式的要件を満たした場合において、特許庁が出願人等から何ら手続を受領しなかった場合は、必要な全ての料金が納付されて、出願は登録されます。
 - ③なお、明細書等の補正は、実用新案の登録前にすることができます。
- (7) 早期審査
- 採用されておりません。
- (8) 異議申立て
- 採用されておりません。
- (9) 登録
- ①方式要件を満たした出願は、公報に公告されます。
 - ②公告の日から2ヶ月以内に、反証となる情報の提出がなかった場合、実用新案登録出願の公告日をもって登録証の発行を指示することとされております。
 - ③実用新案が登録されますと、登録後6ヶ月以内に書誌的事項及び図面が官報に公表されます。
- (10) 分割出願
- 実用新案出願が特許庁に係属中、分割出願をすることができます。
- (11) 不服申立て
- 審査官の拒絶査定に対して、特許庁長官に審判請求をすることができます。
- (12) 登録の取消又は無効
- 利害関係人は、特許庁に登録の取消を請求することができます。
主な取消理由は次の通りです。
- ①実用新案登録が、不登録事由に該当し、又は新規性や産業上の利用性の要件を満たしていなかった場合

- ②明細書やクレームが所定の要件を満たしていなかった場合
- ③実用新案権者が、実用新案登録を受ける権利を有していなかった場合等、です。

出願から実用新案権の消滅までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 出願日から7年です。
実用新案権付与の公告日から発生します。
- (2) 年金の納付は不要です。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

規定されておられません。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要 (国内段階移行期限等)

- (1) 国内段階移行時期： 優先日から30ヶ月以内です。
なお、この期間は1ヶ月延長することが可能です。
- (2) 提出すべき書類：
 - ① 国際出願時の明細書・請求の範囲・図面中の説明等の英語による翻訳文の提出が必要です。
 - ② 第19条補正があった場合：
国際出願時の請求の範囲の翻訳文とその補正書後の翻訳文の提出が必要です。
 - ③ 第34条補正書があった場合：
国際出願時の明細書等の翻訳文とその補正書後の翻訳文の提出が必要です。

12. 留意事項

- (1) 出願から First Action (拒絶理由通知等) までの所要期間：
無審査登録制度採用です。
- (2) 出願から最終処分 (登録又は拒絶) までの所要期間：
約6ヶ月から1年です。
- (3) その他：
原則として、特許出願の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

2013年2月28日改正のフィリピン知的財産法（The Intellectual Property Code of the Philippines）、共和国法（Republic Act）第10372が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

ロカルノ協定国際分類の同一クラスに属する複数の意匠、及び一組の物品として関連性を有する意匠については、一出願に含めることができます。

(1) 願書（Request）：

意匠に係る物品の表示、意匠創作者及び出願人の住所、氏名、国籍、優先権主張する場合には、基礎出願の出願国、日付、番号、等を記載します。

(2) 図面又は写真（Drawings・Photographs）：

① 6面図及び等角投影図が必要です。

② 一出願に複数の意匠が含まれる場合には、意匠毎にこれらの図面が必要です。要求された場合には、見本を提出しなければなりません。

(3) 明細書（Description）：

意匠に係る物品の技術用語による特定、図面についての簡単な説明、及び意匠の特徴（新規かつ装飾的特徴）についての説明を記載します。

(4) 委任状（Power of Attorney）：

① 公証認証（Notarization）は必要ありません。

② 出願日から2ヶ月～4ヶ月に提出することができます。

(5) 譲渡証（Assignment）：

① 出願人が創作者でない場合に、出願人が正当権利者であることを証明するためのものです。

② 公証認証（Notarization）が必要です。

(6) 出願人が正当権利者であることの説明書（Statement）：

出願人が創作者でない場合に必要となります。

通常は、譲渡証書（創作者及び出願人の双方が署名したもの）及びインドネシア語の翻訳文を提出します。

(7) 優先権証明書（Priority Document）：

出願日から6ヶ月以内に提出しなければなりません。

(8) 優先権証明書の翻訳文（Translation of Priority Document）：

出願日から6ヶ月以内に英語による翻訳文を提出しなければなりません。

3. 料金表（単位：フィリピン・ペソです。）

料金は、大規模企業と小規模企業によって異なっており、小規模企業は大規模企業の半額となっています。

(1) 出願料（一意匠）：	3,000	(1,500)
(2) 追加の出願料（一意匠ごと）：	1,500	(750)
(3) 優先権主張料：	1,500	(750)
(4) 分割出願：	3,000	(1,500)
(5) 期間延長請求：		
①1回目：	600	(300)
②2回目：	650	(325)
(6) 登録性の報告料	1,100	(550)
(7) 補正・訂正請求	500	(250)
(8) 存続期間の更新：		
①最初の5年：	1,800	(900)
②最後の5年：	3,600	(1,800)

4. 料金減免制度について

上述の通り、小規模企業についての料金は大規模企業の半額となっております。

5. 実体審査の有無

意匠出願について実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

意匠出願について出願公開制度は採用されておられません。

方式的要件を満たした出願は、特許庁からの方式審査報告書の郵送日（Mailing date of the formality examination report）から2ヶ月経過後に公開（公告）されます。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願について実体審査は行われませんので審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 方式審査

①意匠出願については新規性等の実体要件は審査されず、方式要件のみの審査が行われます。

具体的には、以下の内容について審査されます。

(a) 意匠が不登録事由に該当するか否か

- (b) 優先権主張の場合、優先権情報（国名、出願日）が記載されているか否か
 - (c) 出願人が創作者でない場合、譲渡証の有無
 - (d) 創作者の特定の有無
- 等です。

- ② 方式要件を具備していない場合には補正命令が発せられ、適切な補正をしない場合には出願は取り下げられたものとみなされます。
- ③ この決定に対しては、2ヶ月以内に特許局長に対して不服申し立てを行うことができます。

(2) 方式審査報告書

方式要件を満たした出願については、出願人に方式審査完了報告書（Formality Report）が送付され、出願人は当該報告書発送日から2ヶ月以内に、次の手続きを行うことができます。

- (a) 出願を取り下げること、
- (b) 出願を補正すること、
- (c) 料金を支払い、登録性報告書を請求すること。

(3) 第三者による登録性に関する報告書の請求

- ① 出願公開（公告）から2ヶ月以内（2 months from publication）に、第三者は登録性の報告書を特許庁長官に請求することができ、又当該意匠が新規でない旨を示す情報や、証拠等を提出することができます。
- ② 特許庁長官は、当該第三者に対し情報を裏付ける関連する事実やデータを提出するよう要求することもできます。

(4) 登録性報告書

- ① 上述の通り、出願人は登録性の報告書を特許庁長官に請求することができます。この請求があった場合には、請求から2ヶ月以内に登録性に関する報告書（Registrability Report）が作成され、出願人に送付されます。この報告書には、関連する先行文献の表示及びその関連性の度合いが示されることになっています。
- ② 出願が登録のための方式的要件全てを満たし、特許庁が出願人等から何ら手続を受領しなかった場合、全ての必要な料金が納付されることにより、出願は登録されます。

(5) 登録

全ての方式的要件を満たした出願は登録され、登録から6ヶ月以内に書誌的事項及び図面が公報に公表されます。

(6) 審判

審査官の最終拒絶に対して、特許庁長官に審判を請求することができます。

(7) 異議申立て

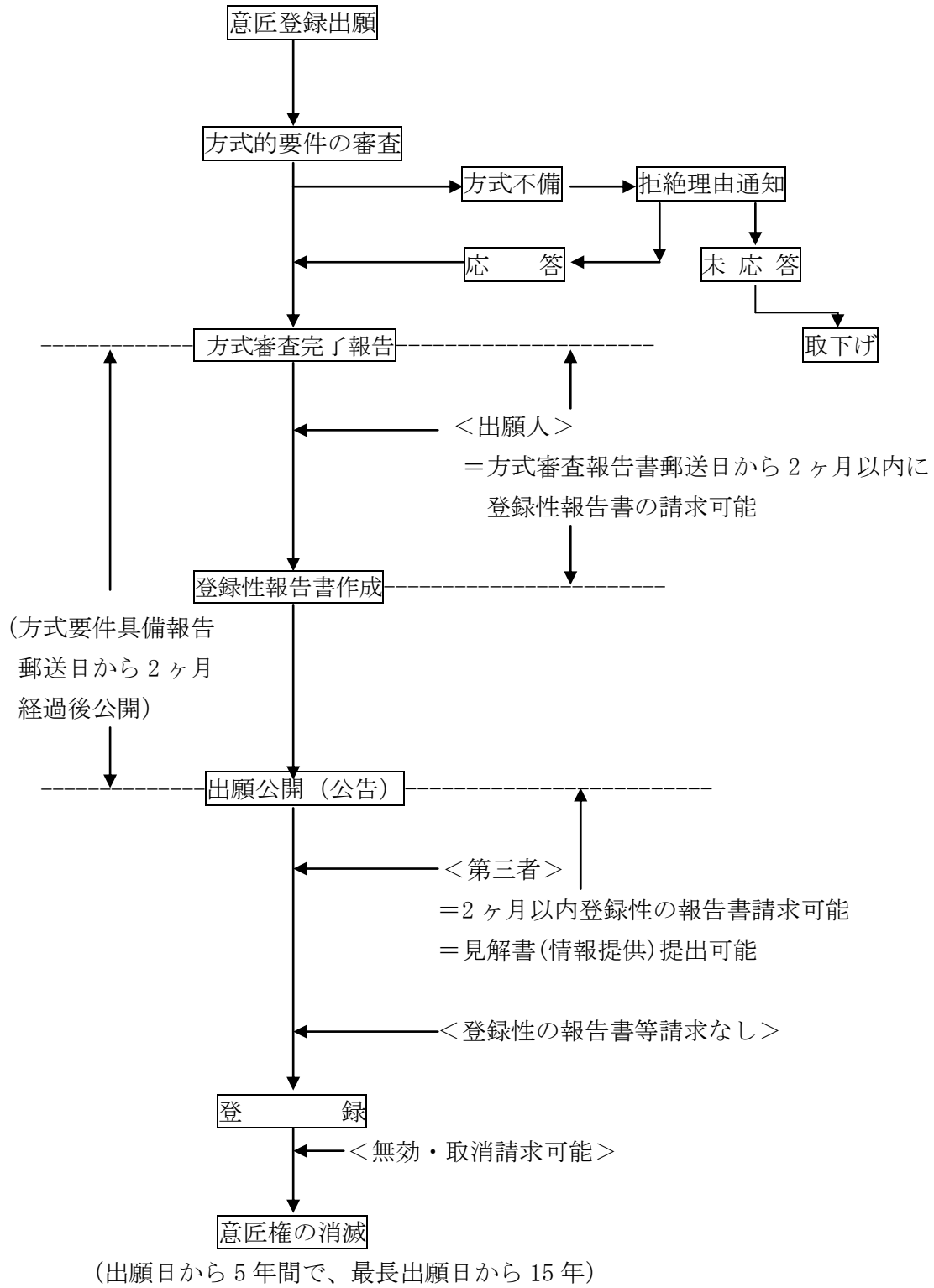
規定されておられません。

(8)無効・取消

何人も、意匠登録の存続期間中に、次の理由に基づき登録の取消を申請することができます。

- (a)登録された意匠が、意匠の定義に合致していなかった場合
- (b)登録された意匠が、新規でなかった場合
- (c)補正により、出願時の内容を超えていた場合

出願から意匠権の消滅までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利発生日）

- (1) 意匠権の存続期間は、出願日から5年です。
意匠権は意匠登録付与の公告日から発生します。
- (2) 存続期間は、5年ごとに2回更新することができますので、最長で出願日から15年となります。

10. 部分意匠制度の有無

意匠出願について部分意匠制度は採用されておりません。

11. 留意事項

- (1) 出願から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：
無審査登録主義が採用されています。
- (2) 出願から最終処分（登録又は拒絶）までの所要期間：
約6ヶ月から1年です。
- (3) 意匠の定義
 - ① 意匠とは、線、模様又は色彩に関連するか否かを問わず、物品の形状、配置、形式やその組合せ等の装飾的特徴に関する新規又は独自の創作であり、物品に美的かつ装飾的な効果をもたらす、外観を与えるものと、定義されています。
 - ② 技術的効果を得るための機能的なデザインは意匠には該当しません。
 - ③ また、公の秩序、健康若しくは道徳に反する意匠も登録を受けることができません。
- (4) 新規性・独創性
 - ① 絶対的新規性が採用されています。
 - ② 意匠出願前（優先日前）に世界のいずれかにおいて印刷物その他の媒体により公衆に利用可能となっている意匠は新規性を有しないものとされます。
 - ③ 但し、創作者又は意匠出願人による出願前（優先日前）6ヶ月以内における意匠の開示は新規性の障害とはなりません。
 - ④ 出願に係る意匠が、通常の観察者から見て先行意匠と混同を生ずるほどに細部の相違しかない場合には新規性・独創性は認められません。

商標制度

1. 現行法令について

2013年2月28日改正のフィリピン知的財産法（The Intellectual Property Code of the Philippines）、共和国法（Republic Act）第10372が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

商標出願は、次のいずれかに基づくものでなければなりません。

- (A) 現実の使用に基づく出願
- (B) 使用意思に基づく出願
- (C) 出願人の本国登録に基づく出願

(1) 願書 (Request) :

- ① 出願人の住所、名称（氏名）、国籍、商品・サービスの区分及び商品・サービスの表示、「出願の種別の表示」（上記、A. B. C. のいずれか）、優先権主張の場合は基礎出願の出願国、出願日、出願番号、商標が外国語の場合はその翻訳又は音訳の表示を記載します。
- ② 色彩を商標の本質的要素とする場合は、その旨と色彩の表示、色彩で表示される主要部分の表示及び色彩の指定をします。
- ③ 立体商標の場合は、商標の説明を記載します。
- ④ 団体商標の場合は、その団体の説明をします。

(2) 商標見本 (Mark) :

商標が明瞭で十分な複製性が必要とされています。

(3) 委任状 (Power of Attorney) :

- ① 出願日から60日以内に提出することができます。
- ② 公証・認証 (Notarization) は必要ありません。

(4) 優先権証明書 (Priority Document) :

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

(5) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document) :

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

(6) 所定の出願料の納付 (Payment of Filing Fee) :

3. 料金表（単位：フィリピン・ペソです。）

料金は、大規模企業と小規模企業によって異なっており、小規模企業は大規模企業の半額となっています。

- (1) 出願料金（1区分ごと）： 2,160 (1,080)
- (2) 優先権主張（1区分ごと）： 1,500 (750)

(3) 色彩の主張（1区分ごと）：	500	(250)
(4) 識別性の主張（1区分ごと）：	500	(250)
(5) 期間延長請求	600	(300)
(6) 分割出願	500	(250)
(7) 出願種別の変更	2,000	(1,000)
＜本国登録から使用意思に基づく出願＞		
(8) 補正・訂正	700	(350)
(9) 登録料	1,000	(500)
(10) 登録更新（1区分当たり）	5,500	(2,750)
(11) 譲渡	500	(250)

4. 料金減免制度について

上述の通り、小規模企業についての料金は大規模企業の半額となっております。

5. 実体審査の有無

商標出願については実体的登録要件の審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

商標出願について出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(A) フィリピンでは出願時に商標を実際に使用している必要はありませんが、出願日（マドプロルートの場合は国際登録日）から3年以内に「使用宣言書」及び「使用証拠」を提出することが義務付けられています。

(B) 一商標多区分制が採用されています。

出願は、方式的要件、実体審査及び登録付与前の異議申立ての手続きを経て登録付与が決定されます。

(1) 方式審査

① 商標出願は最初に方式要件（出願日を付与するための条件）について審査されます。方式要件を満たしていない場合には1ヶ月以内に不備を是正するよう求められ、適正な是正がなされない場合には出願は取り下げられたものとみなされます。

②方式要件を満たした商標出願については、以下の不登録事由に該当するか否かの実体審査が行われます。

(2) 不登録事由

- ①出願が不登録事由に該当する場合には出願人にその旨の通知がなされ、原則として4ヶ月以内(2ヶ月の延長可能)に意見書・補正書提出の機会が与えられません。
- ②不登録事由が一部の商品・サービスについてのみである場合、出願人は出願を分割することができます。

<不登録事由>

- (a) 商標が非道徳的、国家象徴を誹謗中傷する要素で構成されている場合
 - (b) 商標がフィリピン又は外国の国旗、紋章等で構成されている場合
 - (c) 商標が特定の個人、肖像、大統領の氏名等で構成され本人の同意がない場合
 - (d) 先行商標と同一又は類似の商標
 - (e) フィリピン国内又は外国で周知な商標と同一又は類似の商標
 - (f) 商品・サービスの品質等について誤認混同されるおそれがある商標
 - (g) 識別性のない商標(慣用商標、品質表示等)
 - (h) 商品の機能確保のために必要不可欠な立体形状からなる商標
 - (i) 色彩のみからなる商標(一定の形態で限定されていないもの)
 - (j) 公序良俗に反する商標
- ③出願に係る商標が不登録事由に該当せず、登録可能と判断された場合には、異議申立てを目的として、商標は出願公告されます。
 - ④出願公告後、異議申立てがなかった場合には、出願人に登録証が発行されます。
 - ⑤最終的に出願拒絶された場合には、2ヶ月以内に商標局長に対して抗告することができます。

(3) 異議申立て

- ①出願が不登録事由に該当しない場合には、商標出願は出願公告されます。
- ②出願公告のための費用は出願人が負担することになっています。
- ③利害関係人は、出願公告から30日以内に異議申立てを行うことができます。
この30日の期間は、3回の延長が認められ、最長出願公告日から120日まで異議申立てをすることができます。
- ④異議申立てがあった場合には、出願人に異議申立通知受領後30日間、答弁書提出期間が与えられます。
なお、この期間も30日ごとの期間延長として、最長120日間提出期間が認められます。
- ⑤異議申立てがなかった場合には、所定の登録料の納付を条件に商標出願は登録され、出願人に登録証が発行されます。

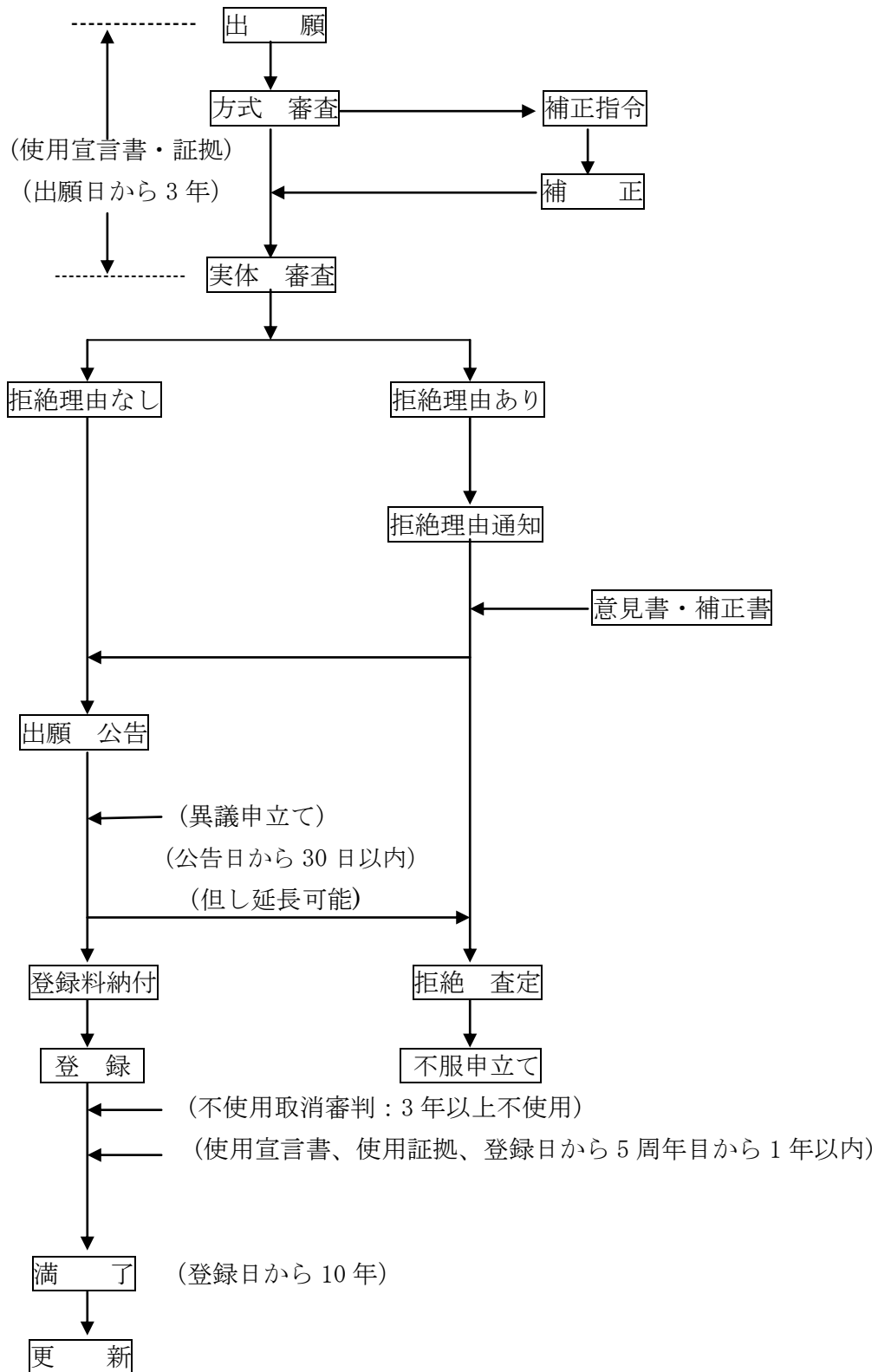
(4) 本国登録に基づく出願の場合

① 商標出願が出願人の本国登録に基づく出願の場合には、出願日から 12 ヶ月以内に本国登録の認証謄本を提出しなければなりません。

この 12 ヶ月の期間は、12 ヶ月延長することができますので、本国登録の認証謄本の提出期限は出願日から 24 ヶ月となります。

② この期間に認証謄本を提出できない場合には、出願人は 24 ヶ月の期間経過後 2 ヶ月以内に、本国登録に基づく出願を「使用意思に基づく出願」に変更することができます。

出願から商標権の消滅までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利発生日）

- (1) 商標権の存続期間は登録日から10年です。
商標権は、設定登録日から発生します。
- (2) 存続期間は10年間ごとに更新することができます。
 - ① 存続期間を更新するためには、存続期間の満了前6ヶ月以内に更新登録出願をしなければなりません。
 - ② 更新出願が拒絶された場合には、商標局長に対して抗告することができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

商標出願時点での使用義務はありませんが、上述の通り、以下の期間において使用宣言書及び使用証拠の提出が義務付けられています。

不使用についての正当理由がある場合には、使用宣言書に代えて正当理由について証拠とともに説明することが必要です。

- (1) 出願日（マドプロルートの場合は国際登録日）から3年以内
 - ① 出願に係る商標が実際にフィリピン国内で使用されている証拠とともに使用宣言書（Declaration of Actual Use of the Mark）を提出しなければなりません。
なお、この期間は更に6ヶ月間の延長が認められています。
 - ② 提出がない場合には、出願は記録から抹消されます。
- (2) 商標登録後（マドプロルートの場合はフィリピンでの保護確定日）5周年目に該当する日から1年以内
商標登録の更新とは別個の手続きですので、商標権者がこの期間内に使用宣言書又は正当理由の説明書を提出しない場合には、商標権は抹消されることとなります。

<不使用の正当理由>

- ① 商標権に係る商品の販売が規制されている場合のように商標権者が登録商標を使用する意思があるにも拘わらずその使用が制限されているような場合には正当理由と認められます。
- ② なお、商標権者の資金不足によって使用できないような場合には正当理由があるとは認められません。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、ある企業の商品又はサービスを他と識別することができる視認可能な標識と定義されています。商品の容器などの立体形状も保護対象となっていますが、商品の機能を確保するための不可欠な形状のみからなる商標は登録適格性を欠くものとされています。

- (2) 色彩それ自体は登録の対象とはなりません、一定の形態で限定することにより登録の可能性があります。
- (3) 立体商標、団体商標、証明商標は登録をうけることができますが、所謂新しい商標としての、色彩のみの商標、音響商標及び匂いの商標については保護を受けることはできません。

12. 留意事項

- (1) 出願から First Action (拒絶理由通知等) までの所要期間：
約 4 ヶ月から 6 ヶ月です。
- (2) 出願から最終処分 (登録又は拒絶) までの所要期間：
約 8 ヶ月から 1 年 6 ヶ月です。
- (3) マドリッド協定議定書 (マドプロ)：
フィリピンはマドプロには加盟しておりますので、国際登録に基づく商標の保護を受けることができます。
- (4) 不使用取消制度：
登録商標が、正当な理由なく商標登録後 3 年間使用されていない場合には、第三者の請求により登録商標は取り消されます。
上述の通り、正当理由は客観性のあるものでなければなりませんので、商標権者の資金不足等は正当理由としては認められません。
- (5) 登録の無効・取消し請求：
登録商標が登録要件に違反して登録された場合には、商標権の存続期間中はいつでも登録の無効・取消しを請求することができます。
但し、先行商標との同一・類似を理由とする場合には、登録から 5 年経過した後は請求をすることができません。
- (6) 商標権の分割：
商標権の分割を請求することができますが、分割は区分単位で認められますので、同一区分内での商品・サービス単位で分割することは認められていません。
- (7) 譲渡：
商標権は、公衆に誤認混同を与えない限り事業と分離して譲渡することができます。
但し、商標局に譲渡を登録しない限り第三者にその譲渡の有効性を主張することはできません。
- (8) ライセンス：
登録商標に基づくライセンスを許諾することができますが、使用権者による品質保証条項を盛り込んだ契約書を商標局に登録する必要があります。